

令和元年 第1回
羽幌町国民健康保険運営協議会
議 案

日 時 : 令和元年 6月27日(木) 午後4時30分から

場 所 : 羽幌町役場 幹部会議室 (2階)

議 事 日 程

1. 開 会

2. 町 長 あ い さ つ

3. 議 題

議案第1号 羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について

① 会長挨拶

② 議事録署名委員の指名

議案第2号 国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について

議案第3号 旧被扶養者の応益割に係る減免(案)について

4. 報 告

報告第1号 平成30年度国民健康保険事業経理状況について

5. そ の 他

6. 閉 会

議案第1号

羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者
の選任について

国民健康保険法施行令第5条により、会長及び職務代理者を次のとおり
選任する。

令和元年 6月27日 提出

羽幌町長 駒井久晃

1. 会長
2. 職務代理者

※ 参考 国民健康保険法施行令

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、
全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

議案第2号

国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について

このことについて、別紙のとおり提案します。

令和元年 6月27日 提出

羽幌町長 駒井久晃

議案第3号

旧被扶養者の応益割に係る減免(案)について

このことについて、別紙のとおり提案します。

令和元年 6月27日 提出

羽幌町長 駒井久晃

報告第1号

平成30年度国民健康保険事業経理状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和元年 6月27日 提出

羽幌町長 駒井久晃

羽幌町国民健康保険運営協議会説明会資料

令和元年6月27日（木曜日）

- 1 国民健康保険税賦課限度額の改正について
- 2 旧被扶養者の応益割に係る減免について
- 3 国民健康保険事業経理状況について

羽 幌 町 福 祉 課

1 国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割・資産割）により構成されていますが、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないとの考えから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられております。

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額引き上げが、新制度で2年連続となり、基礎賦課額が3万円引き上げとなり、基礎賦課額61万円、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額については平成30年度と同額に据え置きになりました。

●地方税法の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担が増大しないよう、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行ってきており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっております。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合 計
平成21年度改正(平成22年度賦課分)	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度改正(平成23年度賦課分)	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度改正(平成24年度賦課分)	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度改正(平成27年度賦課分)	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度改正(平成28年度賦課分)	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度改正(平成29年度賦課分)	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度改正(平成31年度賦課分)	58万円	19万円	16万円	93万円

上記のとおり、羽幌町の制度改正による賦課限度額の引き上げについては、条例改正後に遡及適用させていないことから、翌年度賦課分から地方税法上の賦課限度額を適用しており、低中所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、本町の国民健康保険税の賦課限度額を次のとおり改正を行う予定であります。

●羽幌町の賦課限度額の推移(案)

令和元年度改正(令和2年度賦課分)	61万円	19万円	16万円	96万円
-------------------	------	------	------	------

2 旧被扶養者の応益割に係る減免について

●旧被扶養者の応益割に係る減免について（案）

社会保険や共済保険といった被用者保険の被扶養者がいる世帯で扶養者が後期高齢者医療保険へ移行したことにより被扶養者が国民健康保険へ加入する場合に負担軽減のため減免制度が設けられています。減免内容は応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）の5割軽減となっています。これまで、減免の期間は特に定められていませんでしたが、平成31年4月1日から国民健康保険へ加入してから2年間に限るとの制度の見直しが行われました。制度改正以前から減免対象となっている方についても、加入から2年経過後は減免の対象にはなりません。賦課限度額の引き上げと同様に、条例改正後に遡及適用させていないことから翌年度賦課分（令和2年度）からの適用する予定となります。

3 国民健康保険事業経理状況について

(単位:円)

収 入				支 出						
科 目		平成30年度	平成29年度	増 減 額	科 目		平成30年度	平成29年度	増 減 額	
① 保 險 税	一 般 被 保 險 者 分	①医療給付費分	130,559,825	130,637,729	△ 77,904	① 給 付 費	①療養給付費	468,425,760	490,384,602	△ 21,958,842
		②後期高齢者支援金分	43,897,912	43,682,749	215,163		②療養費	3,104,884	3,745,261	△ 640,377
		③介護納付金分	20,368,264	20,685,031	△ 316,767		小 計	471,530,644	494,129,863	△ 22,599,219
	小 計	194,826,001	195,005,509	△ 179,508	①高額療養費		59,351,867	57,224,796	2,127,071	
	退 職 者 等 分	①医療給付費分	167,596	878,864	△ 711,268		②高額介護合算療養費	0	65,260	△ 65,260
		②後期高齢者支援金分	55,389	290,778	△ 235,389		③出産育児諸費	2,940,000	420,000	2,520,000
		③介護納付金分	48,103	258,056	△ 209,953		④葬祭諸費	300,000	140,000	160,000
	小 計	271,088	1,427,698	△ 1,156,610	計		534,122,511	551,979,919	△ 17,857,408	
	合 計	195,097,089	196,433,207	△ 1,336,118	退 職 者 等 分		①療養給付費	315,987	6,930,727	△ 6,614,740
	② 道 道 支 出 金	①保険給付費等交付金(普通交付金)	535,715,674				②療養費	5,537	5,817	△ 280
②特定健康診査等負担金		1,842,000	843,000	999,000	③高額療養費	0	1,725,432	△ 1,725,432		
③特別調整交付金		2,998,000			④高額介護合算療養費	0	0	0		
④都道府県繰入金		9,918,000			計	321,524	8,661,976	△ 8,340,452		
⑤保険者努支援分		1,654,000			① 審 査 支 払 手 数 料	1,307,664	1,167,949	139,715		
⑥健康増進事業道補助金		55,380	113,850	△ 58,470	合 計	535,751,699	561,809,844	△ 26,058,145		
合 計		552,183,054			③国民健康保険事業費納付金	①医療分	179,157,000			
③ 繰 入 金	①保険基盤安定(保険税軽減分)	28,276,075	28,460,200	△ 184,125		②支援分	52,586,000			
	②保険基盤安定(保険者支援分)	17,863,117	16,949,308	913,809		③介護分	19,755,000			
	小 計	46,139,192	45,409,508	729,684	合 計	251,498,000				
	①事務費	37,893,820	0	37,893,820	④保健事業費	①保健事業費	6,834,487	3,213,705	3,620,782	
	②出産育児一時金	1,960,000	280,000	1,680,000		②特定健康診査等事業費	7,544,054	7,122,498	421,556	
	③財政安定化支援事業	10,614,000	9,769,000	845,000	合 計	14,378,541	10,336,203	4,042,338		
	④国庫・道費負担金減額分	919,008	0	919,008	⑤ 諸 支 出 金	①療養給付費等負担金返還金	42,611,530	12,212,555	30,398,975	
⑤保健事業費に係る繰入金	8,602,161	0	8,602,161	②療養給付費交付金返還金		1,112,017	869,291	242,726		
⑥決算補填分	752,786	0	752,786	③保険税還付金		666,200	630,700	35,500		
合 計	106,880,967	55,458,508	51,422,459	④特定健診・保健指導負担金精算還付金		326,000	478,000	△ 152,000		
①雇用保険料	11,052	10,824	228	⑤高額医療費共同事業負担金返還金		355,060				
④ 諸 収 入	②第三者納付金	0	0	0	合 計	45,070,807	14,190,546	30,880,261		
	③国保給付費返納金	31,136	86,517	△ 55,381	小 計 (単 年 度 支 出)	889,614,919				
	④集団検診負担金	548,500	561,000	△ 12,500						
	⑤指定公費負担金	5,481	32,111	△ 26,630						
	⑥集団検診負担金(臨時分)	452,500	0	452,500						
	合 計	1,048,669	690,452	358,217						
小 計 (単 年 度 収 入)	855,209,779									

単 年 度 収 支 差 △ 34,405,140 0 △ 34,405,140

⑤ 基 金 等 繰 入 金	0	0	0	⑥ 基 金 等 積 立 金	0	0	0
⑥ 繰 越 金	35,300,120	14,971,367	20,328,753				

⑦ 収 入 合 計 890,509,899 ⑦ 支 出 合 計 889,614,919

収 支 差 引 残 894,980

令和元年 第1回

羽幌町国民健康保険運営協議会 議 事 録

令和元年6月27日

終了時間 午後 5時00分

議事録署名委員

議長 磯崎 清人

委員 米山 一夫

委員 太田 睦子

令和元年第1回羽幌町国民健康保険運営協議会 会議録

会議名 令和元年第1回羽幌町国民健康保険運営協議会

開催日時 令和元年6月27日(木) 16:30から

開催場所 羽幌町役場 2階 幹部会議室

出席した委員 磯崎委員、西村委員、太田委員、加藤委員、米山委員、福井委員、
酒井委員、今野委員、大窪委員

欠席した委員 なし

事務局 木村福祉課長、福祉課国保医療年金担当 室谷、長澤、渡邊

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

議題 議案第1号 羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について

議案第2号 国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について

議案第3号 旧被扶養者の応益割に係る減免(案)について

報告第1号 平成30年度国民健康保険事業経理状況について

令和元年第1回 国保運営協議会議事録

事務局 木村課長	開会宣言 ※会長が決定するまで、仮議長として議事進行をする。
事務局 木村課長	成立報告 委員9名中9名出席 羽幌町国民健康保険条例施行規則第4条により協議会成立を宣言。
今村副町長	挨拶
事務局 木村課長	議案第1号 羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の選任について選出方法に意見はないでしょうか。
加藤委員	事務局案は。
事務局 木村課長	事務局案として会長に磯崎議員、職務代理者として西村委員の再任を提案。事務局案にて採決してよろしいですか。
委員全員	委員全員異議なし
事務局 木村課長	会長に磯崎議員、職務代理者として西村委員に決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。
委員	挙手7名
事務局 木村課長	採決の結果、会長に磯崎議員、職務代理者として西村委員に決定。議長を磯崎会長に交代。
磯崎会長	挨拶
議長（磯崎会長）	議事録署名委員の指名 羽幌町国民健康保険条例施行規則第11条第2項により、議長が米山委員と太田委員を指名。
議長（磯崎会長）	議案第2号 羽幌町国民健康保険税賦課限度額の改正について事務局に説明を求める。
事務局	議案第2号について説明
議長（磯崎会長）	議案第2号について質疑等はないでしょうか。
米山委員	ここ10年間で27万円賦課限度額が上がっている。仕方はないと思うが、ペースが早すぎる。その点はどう考えているか。
事務局	賦課限度額の引き上げを行わない場合、本来賦課される金額を課税出来なくなる。国基準の賦課限度額で納付金が算定されるため、賦課できない金額は、中間所得者層や低所得者層の負担の増加となり、引き上げは行わざるをえないと考えている。

米山委員	高額医療費が適用になっていくと、給付費総額も上がっていく。 その点も考えていかないと町民も納得しないのではないかと。
事務局	国の方針として引き上げているため、当町も引き上げざるを得ない。
加藤委員	後期高齢者医療分の賦課限度額を自治体毎に設定することは問題はないのか。
事務局	北海道の納付金は国基準の賦課限度額で算定されているため、賦課限度額を引き上げない金額を課税出来ず、納付金に必要な財源を確保出来ない可能性がある。保険料に関しては、北海道と各市町村で協議している段階で、今後整理されていく予定である。
加藤委員	保険税の応益負担とは世帯の人数によるものか。
事務局	国保に加入している被保険者の人数に応じて均等割が課税され、加入している世帯に対して平等割が課税されている。
委員全員	質疑等無し。議案第2号について全員が承認。
議長（磯崎会長）	議案第3号 旧被扶養者の応益割に係る減免について事務局に説明を求める。
事務局	議案第3号について説明
議長（磯崎会長）	議案第3号について質疑等はないでしょうか。
委員全員	質疑等無し。議案第3号について全員が承認
議長（磯崎会長）	報告第1号 平成30年度国民健康保険事業経理状況について事務局に説明を求める。
事務局	報告第1号について説明
議長（磯崎会長）	報告第1号について質疑等はないでしょうか。
加藤委員	繰入金の決算補填分の財源は何か。
事務局	一般会計から繰入を行った。
加藤委員	繰入額は上限があるのか。また、繰入額の根拠は。
事務局	一般会計から国保会計への繰入金として予算計上している範囲内で行っている。繰入額については5月中旬頃算定しており、その時点の交付金返還金の財源として不足している金額の繰入を行った。
委員全員	質疑等無し。報告第1号について全員が承認。
議長（磯崎会長）	その他に質疑等はありませんか？
委員全員	質疑等無し。
議長（磯崎会長）	閉会宣言

羽幌町国民健康保険運営委員名簿

【任期：令和元年6月1日～令和4年5月31日】

区分	委員名	選任年月日	住所	出欠状況
公益	磯崎清人	H 29. 6. 1	栄町 101番地の26	出席
"	西村教子	H19. 06. 01	南町16番地の69	出席
"	太田睦子	H 25. 6. 1	南大通1丁目 25番地	出席
医師等	加藤隆一	H11. 6. 1	南6条5丁目 13番地の1	出席
"	米山一夫	H 25. 6. 1	南3条3丁目 5番地	出席
"	福井俊之	H 25. 6. 1	南大通2丁目 13番地	出席
被保険者	酒井宏幸	平成29. 6. 1	南3条4丁目 9番地の1	出席
"	今野睦子	令和元. 6. 1	北3条3丁目 9番地の2	出席
"	大窪敦子	令和元. 6. 1	緑町 45番地の18	出席